- 規定する住民票コード
 五 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に
- の他の符号 うに記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号そ 、次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるよ
- の被保険者証の被保険者(昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第二項
- 第五十四条第三項の被保険者証「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
- | 険者証 | | 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十二条第三項の被保
- 文字、番号、記号その他の符号へその他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める

(要配慮個人情報)

除く。)とする。れかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものをれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを二条、法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいず

- 情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人
- 。)の結果のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」というのための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」というおいて「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見がして 医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号に
- | 導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 | 理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指| 理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指|

(新設)

の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴

保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、
本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規

(個人情報データベース等)

するものとする。れが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当第三条法第二条第四項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそ

われたものでないこと。
あって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行あって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行一不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたもので

ものであること。
「一不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできた

供しているものであること。
三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に

次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検2 法第二条第四項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情

(個人情報データベース等)

(新設)

(個人情報取扱事業者から除外される者)

(削除)

第二条 当該個人情報データベース等の全部又は るものを編集し、 に係る個人情報データベ の個人の数 る個人情報データベ 法第二条第三項第五号の政令で定める者は (当該個人情報データベ 又は加工することなくその事業の用に供するときは、 ース等を構成する個人情報によって識別される特定 ース等であって、] ス等の全部又は 部を構成する個人情報によっ 次の各号のいずれかに該当す その事業の用に供す 部が他人の作成

「	て、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう 場に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であっ 場に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であっ 場に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であっ 場に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であっ は、これに含まれる匿名加工 (匿名加工情報データベース等)	第五条 法第二条第七項の政令で定める期間は、六月とする。 (保有個人データから除外されるものの消去までの期間)	一〜四 (略) 第四条 法第二条第七項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。(保有個人データから除外されるもの)	
(新設)	(新設)	第四条 法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。 (保有個人データから除外されるものの消去までの期間)	一~四 (略)	て識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれて識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれて は居所の所在の場所を示す表示を含む。)

要配慮個人情報の提供を受けるとき。 法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、 個人データである

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項

第八条 のとする。 法第二十七条第一項第四号の政令で定めるものは、 次に掲げるも

一·二 (略)

第九条 法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)と 元条 法第二十八条第二項の政令で定める方法は、書面の交付による方(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

(開示等の請求等を受け付ける方法)

とおりとする。 請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、 法第三十二条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の 次に掲げる

- 開示等の請求等の申出先
- 四条第一項及び第二十一条第三項において同じ。)の様式その他の開 示等の請求等の方式 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。 第十
- 三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であるこ との確認の方法

兀 法第三十三条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の請求等をすることができる代理人)

第十一条 できる代理人は、 法第三十二条第三項の規定により開示等の請求等をすることが 次に掲げる代理人とする。

- 開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項

第五条 のとする。 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、 次に掲げるも

<u>·</u> (略)

第六条 する。 法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)と 八条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

(開示等の求めを受け付ける方法)

第七条 おりとする。 求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の 次に掲げると

- 開示等の求めの申出先
- を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式 の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、 磁気的方式そ
- 三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であること の確認の方法

兀 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の求めをすることができる代理人)

第八条 る代理人は、 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができ 次に掲げる代理人とする。

- (略)
- 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(新 新 設 設
(新 設)

明した事実

二 その他参考となるべき事項

るときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとす

(地方支分部局の長等への権限の委任)

権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。の庁の長又は警察庁長官に法第四十四条第一項の規定により委任されたじ。)、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項第四十九条第一項の庁の長(金融庁長官を除く。以下この条において同第十五条 事業所管大臣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

- 2 規定による権限を除く。 当該場合にあっては、 部 場合にあっては、 第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された 七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、 しくは第二項の職に法第四十四条第 十三条の官房、 二条第一 の長 事業所管大臣(前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九 項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五 同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二 局若しくは部の長、 その庁の長)は、 前項の規定により委任された権限 を委任することができる。 内閣府設置法第十七条若しくは第五 同法第十七条第一項若しくは第六十 一項の規定により委任された権限 一十条第一項若 (同条第二項 局若しくは
- 4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組項の規定による権限を除く。)を委任することができる。地方機関の長に第一項の規定により委任された権限(法第四十四条第二地方機関の長官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の影察庁長官は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第十九条第
- る事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとす織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組

新設

第十八条

証券取引等監視委員会は、法第四十四条第五項の規定により委

(新設)

会が自らその権限を行使することを妨げない。 あっては、 轄する財務局長 任された権限を 福岡財務支局長)に委任する。ただし、 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に 個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管 証券取引等監視委員

2 支局長)も行うことができる。 該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては 務支局長のほか、 事務所等に関するものについては、 前項の規定により委任された権限で 当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長 (等の所在地を管轄する財務局長(当同項に規定する財務局長又は福岡財 個人情報取扱事業者等の 福岡財 従たる

第十九条 載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。 -九条 法第四十七条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記(認定個人情報保護団体の認定の申請)

一·二 (略)

報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。 認定の申請に係る業務の概要(対象事業者が取り扱う情報が個人情

2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

とを誓約する書面 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないこ

三~九 (略)

3 更があったときは、遅滞なく、その旨(同項第三号に掲げる書類に記載ら第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変 を個人情報保護委員会に提出しなければならない。 した事項に変更があったときは、その理由を含む。 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項又は前項第二号か)を記載した届出書

(認定業務の廃止の届出)

第二十条 廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは

(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第九条 した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。 法第三十七条第二項の規定による申請は、 次に掲げる事項を記

一·二 (略)

三 認定の申請に係る業務の概要

2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

とを誓約する書面 認定を受けようとする者が法第三十八条各号の規定に該当しないこ

三~九 (略)

3

を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。 掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。) 記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨(同項第三号に 又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に 認定個人情報保護団体は、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項

(認定業務の廃止の届

第十条 廃止しようとする日の三月前までに、 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、 次に掲げる事項を記載した届出書

! ^^> 書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 三・四 (略) 三・四 (略) は第五十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日

(地方公共団体の長等が処理する事務

第 査等事務は、 当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、 れているときは、 以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととさ 又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部 扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管 第四項の <u>二</u> 法第四十 る事務 条 規定により金融庁長官に委任された場合において、 (以下この条におい -四条第 法第四十条第 各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げなごうこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検 当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、 項の規定により事業所管大臣に委任され 項に規定する個 7 「検査等事務」という。 人情報保護委員会の権限に属 は、 個人情報取 当該権限 第十

(削除)

- する行為があると認めたときは、直ちに)、その間に行った検査等事務とに(個人情報取扱事業者等に法第四章第一節又は第二節の規定に違反四条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するご 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第十

を主務大臣に提出しなければならない。

- (略)
- 法第四十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日

二·四 (略)

(地方公共団体の長等が処理する事務)

を妨げない。 権限に属する事務は、 二以上あるときは、 う。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う 長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」とい 限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の 所管するものについての報告の徴収、 この場合において、 する事務は、 条 法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の 個人情報取扱事業者が行う事業であって当該主務大臣が 法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が 各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うこと 検査、 勧告その他の監督に係る権 権限に

- 2 法第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する 長等が行う。 長さされているときは、当該地方公共団体の 大型のを であってその設立の許可 大型のを であってその設立の許可 は第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定す
- げない。第一項の規定は、主務大臣が自ら同項に規定する事務を行うことを妨
- ければならない。
 のた地方公共団体の長等は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなった地方公共団体の長等は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しな第一項の規定により同項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行

なければならない。 り事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告し の結果について同項各号に掲げる事項を記載し、 又は記録した書面によ

4 の規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等いては、当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する法第四十条。第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合にお に適用があるものとする。

(削除

5 の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする らの規定に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、 第一 項及び第二項に規定する場合においては、 法及びこの政令中これ 地方公共団体

(権限又は事務の委任)

第十二条 所掌に係るものを委任することができる。 及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその 法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、 昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に 年法律第八十九号)第四十九条第一項の庁の長、 主務大臣は、 法第六十八条の規定により、 第三十九条、 内閣府設置法 国家行政組織法 第四十条 (平成

2 九条第 ることができる 四条まで、 くは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第三十二条から第三十 第七条の官房、 第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法 法第十七条第 閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房 れた場合にあっては、 十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任す 主務大臣 項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二 第三十七条、 (前項の規定によりその権限又は事務が内閣府設置法第四十 局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若し 項若しくは第六十二条第一 その庁の長) 第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四 は、 法第六十八条の規定により 項若しくは第一 局若しくは部の長、 |項の庁の長に委任さ 一項の職、 同法 同

3 れた権限又は事務を委任することができる。 部又は同法第三十条第 律第百六十二号) 警察庁長官は、 第十九条第一 法第六十八 項の地方機関の長に第 条の規定により 項の長官官房若しくは局、 警察法 項の規定により委任さ 昭 同条第二項の 和 一十九年法

(削除)

4第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限又は主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法 限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。 事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、 委任する権

第十三条 個人情報取扱事業者が(主務大臣による権限の行使) 及び第三十三条に規定する主務大臣の権限は、 十六条第一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いについて、 項の規定による主務大臣が二以上あるときは、 各主務大臣がそれぞれ単 法第三十二条 法第三

独に行使することを妨げない。

2 その結果を他の主務大臣に通知するものとする。 前項の規定によりその権限を単独に行使した主務大臣は、 速やかに、